（細則様式１）

２０２３年　　月　　日

資源エネルギー庁資源・燃料部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （運営者：揮発油販売業者、石油販売業者、給油所名) | | |
| 氏名又は名称 |  | |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |
| 運営者と所有者が同じ場合は、「運営者」の欄に記入。 | | |

燃料流通政策室室長　殿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （所有者） | | | |
| 氏名又は名称 | |  | |
| 及び代表者名 | |  | ㊞ |
| 給油所名 |  | | |

燃料安定供給計画書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、ＳＳの事業再構築・経営力強化事業（以下、「当該補助事業」という。）の主旨に則り、下記のとおり取り組むことで、事業再構築や経営力強化を図り、当該補助事業の交付決定日を含む当該事業年度から８年以上にわたり、ＳＳ事業を継続し、立地地域に必要な燃料の安定供給を果たします。

記

１．燃料安定供給に向けた基本方針

①人命の安全（従業員・顧客）を最優先とします。

②自社の健全経営の維持・事業継続を図ります。

③地域社会の一員として、地域行政等との連携・協調のもと、公平かつ適切な燃料供給を行います。

④カーボンニュートラル社会に向けたＳＳの事業再構築・経営力強化を図り、石油製品の安定供給体制を確保します。

⑤災害時等においては二次災害等の防止に努め、安全かつ迅速な燃料供給体制を構築します。

２．燃料安定供給に向けた取組等（それぞれ**具体的に**記載してください）

①地域における燃料安定供給に向けた課題

（自社の事業継続、地域における燃料安定供給に支障を来しうる課題を網羅的に記載してください）

（想定される内容）

販売量・売上の減少に伴う収支悪化、施設・設備の老朽化、人手不足、災害対応　等

②課題解決に向けた取組・対応方針

（想定される内容）

セルフ化による固定費削減・人手不足解消、老朽化設備の更新、災害対応力強化　等

③取組・対応方針における当該補助事業の位置づけ・効果

（想定される内容）

必要資金が確保でき整備可能となった、事業再構築に向けた他の投資が可能となった　等

|  |
| --- |
| ①地域における燃料安定供給に向けた課題  ②課題解決に向けた取組・対応方針  ③取組・対応方針における当該補助事業の位置づけ・効果 |

（注）これらの記載事項については、事業実施後に対応状況の調査やヒアリング等を行う場合があります。

３．同意書等の添付（当該補助事業に係る書類（2点）の添付をお忘れなくお願いします）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認欄 | 添付書類の名称 |
|  | ＳＳの事業再構築・経営力強化補助事業に係る同意依頼書（該当するものにチェックしてください）  □ ①地方自治体（□ 総合計画等あり・□ 総合計画等なし）  □ ②石油組合  □ ③その他（　　　　　　　　） |
|  | 燃料油激変緩和事業 広報ステッカー貼付写真 |

（注）

　・添付したことを確認するために、確認欄に「○」印を記入ください。

　・ＳＳの事業再構築・経営力強化補助事業に係る同意依頼書については、同意者に対応した項目にチェック☑してください。なお、「①地方自治体」の場合は総合計画等の有無の区別についてもチェック☑してください。また、「③その他」の場合は同意を得た機関名（例：●●消防署、◆◆自治会等）をカッコ内に記入してください。

　・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真については以下に留意してください。

・撮影日時入りの写真であること

・添付する写真は、①申請給油所であることが確認できる給油所名称が特定できる写真②ステッカーを貼付している計量機や釣銭機又はセールスルーム（チラシ等の場合）等の写真を添付すること

４．補助金適正化法に基づく適正管理

当該補助事業により取得した補助対象設備等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）の規定に従い適正に管理するとともに、財産処分制限期間内に財産処分を行う場合は必ず事前に（一社）全国石油協会に報告・承諾を得た上で財産処分を行います。

以上

［石油協会記入欄］

補助対象設備等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①ベーパー回収設備 | ②地下タンク等入換 | ③漏えい防止対策 | ④省エネ型洗車機 |
| ⑤ＰＯＳシステム | ⑥省エネ型ローリー | ⑦タブレット型給油許可システム | ⑧灯油タンク等スマートセンサー |
| ⑨自家発電機（中核SS） |  |  |  |

補助対象設備等設置状況確認調査

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１回 |  | 第２回 |  | 第３回 |  | 第４回 |  |
| 備考 |  | | | | | | |

（細則様式１－２）地方自治体（総合計画ありの場合(注)）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２０２３年　　月　　日  （あて先）●●市区町村長　殿  （依頼者）  住所：  名称（氏名）：　　　　　　　　　　　　　㊞  担当者：  電話：  ＳＳの事業再構築・経営力強化補助事業に係る  同意依頼書  　当社(私)は、「●●●市（区町村）●●●計画」（添付）及び「燃料安定供給計画書」に基づき、下記給油所の運営を継続し地域に必要な燃料の安定供給に取り組んでいくため、標記事業を活用し下記設備を設置する予定としております。  　標記事業を利用するにあたっては、ＳＳの事業再構築・経営力強化事業交付規程第５条第１項第８号ハの規定により、自治体からの同意が必要となりますので、同意下さいますようお願い致します。  記  ・給油所名：  ・給油所住所：  ・設置する設備：   |  |  | | --- | --- | | 1. | 3. | | 2. | 4. | |
| ２０２３年　　月　　日  上記依頼について同意します。  同意者名または部署名　　　　㊞  担当：●●●部●●課　氏名：●●●●　TEL、メールアドレス |

(注)総合計画等に「石油製品の安定供給の維持・確保」が位置づけられている（石油製品や燃料の安定供給に向けた取組が記述されている等）場合はこちらの様式をご使用ください。

※①留意事項：本認定とは別に、補助事業実施機関による審査があります。

　②同意に関する問合せ先：経済産業省　資源エネルギー庁　燃料流通政策室　TEL:03-3501-1320

※自治体に同意依頼書が受理されているが、本書への署名・押印に日数を要する場合、事前に全国石油協会へご連絡をいただき確認を得たものについては、同意依頼書を後日提出とすることが可能です。

（一社）全国石油協会　環境・経営支援部　TEL　03-5251-0468

（細則様式１－２）地方自治体（総合計画なしの場合(注)）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２０２３年　　月　　日  （あて先）●●市区町村長　殿  （依頼者）  住所：  名称（氏名）：　　　　　　　　　　　　　㊞  担当者：  電話：  ＳＳの事業再構築・経営力強化補助事業に係る  同意依頼書  　当社(私)は、「燃料安定供給計画書」に基づき、下記給油所の運営を継続し地域に必要な燃料の安定供給に取り組んでいくため、標記事業を活用し下記設備を設置する予定としております。  　標記事業を利用するにあたっては、ＳＳの事業再構築・経営力強化事業交付規程第５条第１項第８号ハの規定により、自治体からの同意が必要となりますので、同意下さいますようお願い致します。  記  ・給油所名：  ・給油所住所：  ・設置する設備：   |  |  | | --- | --- | | 1. | 3. | | 2. | 4. | |
| ２０２３年　　月　　日  上記依頼について同意します。  同意者名または部署名　　　　㊞  担当：●●●部●●課　氏名：●●●●　TEL、メールアドレス |

(注)総合計画等に「石油製品の安定供給の維持・確保」が位置づけられていない（石油製品や燃料の安定供給に関する記述がない）場合はこちらの様式をご使用ください。

※①留意事項：本認定とは別に、補助事業実施機関による審査があります。

　②同意に関する問合せ先：経済産業省　資源エネルギー庁　燃料流通政策室　TEL03-3501-1320

※自治体に同意依頼書が受理されているが、本書への署名・押印に日数を要する場合、事前に全国石油協会へご連絡をいただき確認を得たものについては、同意依頼書を後日提出とすることが可能です。

（一社）全国石油協会　環境・経営支援部　TEL　03-5251-0468

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２０２３年　　月　　日  （あて先）●●県石油商業組合　理事長　殿  （依頼者）  住所：  名称（氏名）：　　　　　　　　　　　　　㊞  担当者：  電話：  ＳＳの事業再構築・経営力強化補助事業に係る  同意依頼書  　当社（私）は、「燃料安定供給計画書」（添付）に基づき、給油所の運営を継続し地域に必要な燃料の安定供給に取り組んでいくため、標記事業を活用し下記設備を設置する予定としております。  　同事業を利用するにあたっては、ＳＳの事業再構築・経営力強化事業交付規程第５条第１項第８号ハの規定により、石油商業組合の同意が必要となりますので、同意下さいますようお願い致します。  記  ・給油所名：  ・給油所住所：  ・設置する設備：   |  |  | | --- | --- | | 1. | 3. | | 2. | 4. | |
| ２０２３年　　月　　日  上記依頼について、同意します。  同意者名　　●●県石油商業組合　理事長（　理事長名　）　　㊞ |

（細則様式１－２）石油組合の場合

※留意事項：本認定とは別に、補助事業実施機関による審査があります。

（細則様式１－２）その他の場合（例：消防署、自治会等）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２０２３年　　月　　日  （あて先）●●（例：自治会長）　殿  （依頼者）  住所：  名称（氏名）：　　　　　　　　　　　　　㊞  担当者：  電話：  ＳＳの事業再構築・経営力強化補助事業に係る  同意依頼書  　当社（私）は、「燃料安定供給計画書」に基づき、下記給油所の運営を継続し地域に必要な燃料の安定供給に取り組んでいくため、標記事業を活用し下記設備を設置する予定としております。  　標記事業を利用するにあたっては、ＳＳの事業再構築・経営力強化事業交付規程第５条第１項第８号ハの規定により、自治体（自治会長含む）からの同意が必要となりますので、同意下さいますようお願い致します。  記  ・給油所名：  ・給油所住所：  ・設置する設備：   |  |  | | --- | --- | | 1. | 3. | | 2. | 4. | |
| ２０２３年　　月　　日  上記依頼について同意します。  同意者名　　●●　　（　自治会長名　）　　㊞ |

※①留意事項：本認定とは別に、補助事業実施機関による審査があります。

　②同意に関する問合せ先：経済産業省　資源エネルギー庁　燃料流通政策室　TEL:03-3501-1320

※依頼先に同意依頼書が受理されているが、本書への署名・押印に日数を要する場合、事前に全国石油協会へご連絡をいただき確認を得たものについては、同意依頼書を後日提出とすることが可能です。

（一社）全国石油協会　環境・経営支援部　TEL　03-5251-0468

地方自治体に同意の依頼を行う際にご活用ください

地方自治体の方へ

平素より経済産業行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、経済産業省資源エネルギー庁では、カーボンニュートラル社会に向けた取組を進めていく中でも残り続ける燃料需要に対して安定供給を確保するため、令和４年度補正予算において「SS（※）の事業再構築・経営力強化事業」を措置いたしました。

※ＳＳ：サービスステーション、ガソリンスタンド

本事業は、ＳＳ事業者等が事業再構築や経営力強化に向けて行う設備導入等に対して補助を行うものとなりますが、申請に当たっては、地域に必要な燃料の安定供給に向けた計画「燃料安定供給計画書」を作成するとともに、申請事業の実施について地方自治体等の同意を得ること等が要件となっております。

つきましては、本事業の申請予定者より、申請に対する同意の依頼があった場合には、燃料安定供給計画書等申請内容をご確認いただき、管内地域に必要な燃料の安定供給の確保に資するものであると認められる場合にはご同意をいただけますと幸いです。

何卒、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

Ｑ１　同意するにあたり判断基準はあるか。

Ａ１　申請内容がＳＳの事業継続に結びつくものである場合は、管内地域に必要な燃料の安定供給の確保に資するものであると考えられます。燃料安定供給計画書等の記載内容や申請予定者からの説明を踏まえ、ご判断をお願いいたします。

Ｑ２　地方自治体として、同意を行うことにより、申請事業について責任を負うのか。

Ａ２　申請事業の内容・実施結果については、本事業執行機関・一般社団法人全国石油協会の責任の下、交付要綱等に基づく適正な審査を行った上で補助金の交付を行います。

Ｑ３　同意は首長名義である必要があるか。

Ａ３　首長名義である必要はございません。商工・産業所管部署などＳＳ事業者や同意内容に関わる事務を所掌される部署の管理職等、意思決定を行う立場にある方の名義でご同意いただけますようお願いいたします。

（問い合わせ先）

経済産業省 資源エネルギー庁

資源・燃料部 燃料流通政策室

電話番号：０３－３５０１－１３２０

地方自治体に同意の依頼を行う際にご活用ください

ＳＳの事業再構築・経営力強化事業　交付規程（抜粋）

（令和５年３月９日設定）

(事業の内容)

第４条　「ＳＳの事業再構築･経営力強化補助事業」とは、次の事業の実施に要する経費に対して、当該経費の一部を助成する事業をいう。

一　ベーパー回収設備整備事業　申請給油所等のうち給油所に第２条第１２号に定める設備を導入する事業をいう。

二　地下埋設物等の入換等事業　申請給油所等のうち給油所の地下埋設タンク及び地下埋設配管の両方又は地下埋設配管のみを撤去し、撤去した設備に応じて新たに地下埋設タンク及び地下埋設配管の両方又は地下埋設配管のみを設置する工事をいう。

三　地下埋設物等の撤去等事業　申請給油所等の地下埋設タンク及び地下埋設配管を撤去する工事（以下、「撤去工事」という。）、危険物漏えい未然防止を目的として実施する第２条第１３号の内面ライニング施工工事及び第１４号の電気防食システム設置工事並びに危険物漏えい早期検知を目的として実施する第２条第１５号の精密油面計設置工事及び第１６号の統計学による漏えい監視システム設置工事をいう。

四　省エネ型洗車機整備事業　申請給油所等のうち給油所に第２条第１８号に定める設備を導入する事業をいう。

五　官公需システム整備事業　石油組合が第２条第１９号に定める設備を導入する事業をいう。

六　ＰＯＳシステム整備事業　申請給油所等のうち給油所に第２条第２０号及び第２１号に定める設備のいずれか又は両方を導入する事業をいう。

七　省エネ型ローリー整備事業　申請給油所等に第２条第２２号に定める設備を導入する事業をいう。

八　タブレット型給油許可システム整備事業　申請給油所等のうち給油所に第２条第２３号に定める設備を導入する事業をいう。

九　灯油タンク等スマートセンサー整備事業　申請給油所等のうち給油所に第２条第２４号に定める設備を導入する事業をいう。

（申請資格）

第５条　補助金の交付を受けることができる者は、事業毎に次の各号の要件を満たす者とする。

八　前条第１号から第９号までの事業にあっては、次の要件のいずれかに該当するもの。ただし、第３号の撤去工事にあっては、この限りではない。

ハ　事業を行う地域を管轄する地方自治体等の同意書等の提出があるもの

（細則様式１－３）

燃料油激変緩和事業 広報ステッカー貼付写真　提出用紙

|  |  |
| --- | --- |
| 社名及び  給油所名 |  |
| 給油所住所 |  |

|  |
| --- |
| 写真１（給油所名称が特定できる日付入り写真）  写真貼付 |
| 写真２（ステッカーを貼付している計量機、セールスルーム等の日付入り写真①）  写真貼付 |
| 写真３（ステッカーを貼付している計量機、セールスルーム等の日付入り写真②）  写真貼付 |